

執権政治

承久の乱後、3代執権の北条泰時は、合議で最高政務・裁判をおこなう体制を整えた。また、武家最初の体系的法典である御成敗式目を制定した。次第に執権政治は確立されていき、幕府の政治は新しい段階に入った。しかし、北条氏は5代執権の頃に独裁的な性格を強め、合議も北条氏出身の者のみでおこなわれていった。

○ 執権政治の発展

● 合議制の確立

承久の乱後まもなく、⁽¹⁾ _____ が3代⁽²⁾ _____ を引継いだ。

→御家人の支持獲得には、独裁的でない公平な合議による裁断が必要である。

⇒その合議制のために、次の2つを設置し、ともに最高政務・裁判にあたった。

①⁽³⁾ _____ … (2) の補佐役 (もう1人の執権)

②⁽⁴⁾ _____ …11名の有力御家人

◇(3) …北条氏一族で世襲し、初代は北条時房^{ときふさ}

◇最高政務・裁判にあたる(2)(3)(4)の会議を評定^{ひょうじょう}と呼称



図1 北条泰時

● 裁判基準の成文化

幕府成立以来、御家人同士の紛争や、御家人と荘園領主の紛争が相次いだ。

⇒1232年、⁽⁵⁾ _____ (_____) 制定

…⁽⁶⁾ _____ が作らせた最初の武家法典

…後の武家法にも大きな影響

…⁽⁷⁾ _____ 以来の「先例」、武士の慣習・道徳「⁽⁸⁾ _____」に基づき、
地頭・守護の任務と権限や、紛争の裁判基準を成文化

…(6)は弟北条重時へ宛てた手紙のなかで、(5)の内容のことや、

(5)が律令や貴族社会の規則である公家法を否定しないと説明

…全51カ条で、後に追加した条文を式目追加と呼称

◇(5)…室町幕府も法典に採用し、追加した条文を⁽⁹⁾ _____ と呼称



当時、公家法や荘園領主が荘園支配のために定めた規則本所法があった。

→(5)は律令・公家法・本所法を否定せず、幕府の支配領域にのみ適用された。

⇒幕府の支配が全国に拡大するにつれ、公平さを重視する(5)の影響は広がり、
効力をもつ範囲が拡大した。

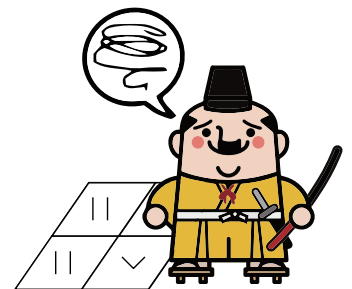


図2 土地に問題はつきもの

神による判決—起請文^{きしやうもん}

幕府の裁判には、実は宗教的な要素が多い。証文(証拠となる文書)がなく、証人の証言もないときには、当事者の主張の当否を神が裁くよりほかにない。

当事者は自分の主張を神前に誓う「起請文^{きしやうもん}」を書き、神社に7日間こもる。その間に鼻血を出す・病気になる・親類に不幸がある・カラスやネズミに尿をかけられる・飲食の時にむせる等々の異常がおこれば、虚偽が神に見破られたのだとする(神判)。

このように中世の裁判では神に頼ってでも判決を出さねばならなかった。



古代の神判「盟神探湯」

○ 執権政治の盤石化

● 5代執権の登場

5代執権である、北条泰時^{やすとき}の孫⁽¹⁰⁾ _____ は以下の政策を実施して、北条氏の執権政治を強化し、次第に独裁的な性格を強めていった。

● 迅速で公正な裁判

訴訟が増加し、評定による裁判が滞っていた。

→北条時頼^{ときより}は、裁判の迅速化とそれによる御家人の信頼獲得を考えた。

⇒1249年、次の3段階を踏むことで、迅速で公正な裁判を確立した。

①定員4～5人の⁽¹¹⁾ _____ を任命

②(11)で構成する会議⁽¹²⁾ _____ が判決原案を評定に提出

③判決原案にほぼ従い、⁽¹³⁾ _____ が最終的な裁断



図3 北条時頼

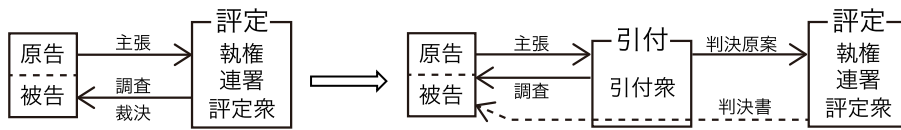


図4 評定の仕事の分散 (裁判の迅速化)

● 対北条氏の勢力消滅

1226年、⁽¹⁴⁾ _____ が4代将軍に就任した。

→(14)は在職の間に一部の御家人(三浦氏など)と親近な関係をもった。

→それら一部の御家人は、北条氏が御家人を統制する上での障害になった。

⇒北条時頼は、(14)の子⁽¹⁵⁾ _____ を5代将軍に就任させ、

後に(14)を京に送還した。

◇(14)(15) ...⁽¹⁶⁾ _____ 将軍と呼称



1247年、⁽¹⁷⁾ _____

...時頼が⁽¹⁸⁾ _____ を滅ぼした戦い

⇒幕府内において、北条氏に対抗できる最後の勢力が消滅した。



図5 藤原頼経

● 朝廷との密接な関係

北条時頼は、朝廷に政治の刷新^{きつしん}と制度の改革を求めた。

⇒朝廷に、幕府が認めた公家から選抜した評定衆を置かせ、

評定衆で構成する評定を院政の最高議決機関とさせた。



1252年、時頼は5代将軍の藤原頼嗣^{よりつぐ}を廃し、

⁽¹⁹⁾ _____ 上皇の子⁽²⁰⁾ _____ を6代将軍に迎えた。

⇒幕府が朝廷の内部に深く影響力を持つようになった。

◇幕府は4代将軍に皇族を求めたが、後鳥羽上皇はこれを拒否

⇒(19)は幕府との協調を臨んで承諾し、6代将軍で実現

◇(20) ...皇族将軍と呼称



図6 後嵯峨上皇